

第 7 編

業 務

第1章 奄美群島広域市町村計画

第2章 場外離着陸場

○奄美群島広域事務組合場外離着陸場設置条例

〔平成3年7月1日〕
〔条例第26号〕

改正 平成18年3月20日条例第1号

平成21年6月5日条例第1号

(設置)

第1条 救急患者等の輸送体制を確立するため、奄美群島広域事務組合場外離着陸場
(以下「場外離着陸場」という。)を設置する。

2 場外離着陸場の名称及び位置は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日条例第1号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成21年6月5日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(別表) (第1条関係)

| 名 称 | 位 置 |
|-------------|-------------|
| 場 外 離 着 陸 場 | 奄美市名瀬佐大熊町地内 |
| 場 外 離 着 陸 場 | 奄美市名瀬平田町地内 |
| 場 外 離 着 陸 場 | 伊仙町阿三地内 |
| 場 外 離 着 陸 場 | 瀬戸内町手安地内 |
| 場 外 離 着 陸 場 | 瀬戸内町三浦地内 |